

太田市訓令第5号

太田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月31日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

太田市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成17年太田市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「企画部長」を「太田市電子計算機業務管理運営及びデータ管理に関する規則（平成17年太田市規則第7号。以下「太田市電算規則」という。）第3条第1項の規定に基づき置かれる電算管理者」に改める。

第4条第2項中「情報管理課長」を「太田市電算規則第3条第1項の規定に基づき置かれる電算管理課長（以下「電算管理課長」という。）」に改める。

第6条第2項第3号中「市民生活部長」を「住民基本台帳に関する事務を主管する部長」に改め、同条第5項中「情報管理課」を「電算管理課長の属する課」に改める。

第9条第1項、第10条、第11条及び第14条第2項中「情報管理課長」を「電算管理課長」に改める。

第19条第2項中「市民課長」を「住民基本台帳に関する事務を主管する課長」に、「情報管理課長」を「電算管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年11月1日から施行する。